

日本フードシステム学会誌編集委員会規程

第1条

この規定は、学会誌『フードシステム研究』（以下「学会誌」という）編集のためにこれを定める。

第2条

学会誌編集は、理事会で選ばれ、総会で承認された若干名の編集委員によって構成される編集委員会がこれにあたる。編集委員会の委員長は、理事会で選ばれた編集代表がつとめる。編集委員の任期は原則2年とする。

第3条

編集委員会は、原則として毎月開催し、委員長が召集して議長をつとめる。

第4条

編集委員会は次の事項を協議し、原則として出席者の過半数の賛同をもって決定する。

- (1) 学会誌の編集方針、内容、体裁に関する事項
- (2) 投稿論文の審査に関する事項
- (3) 依頼論文の執筆依頼に関する事項
- (4) 学会誌の発行に関する事項
- (5) 編集委員候補者の推薦に関する事項
- (6) 編集委員会規定及び投稿規定の立案、改正に関する事項
- (7) その他学会誌の編集に関する事項

第5条

学会誌の発行は毎年4回、6月、9月、12月及び3月の25日を原則とする。

第6条

学会誌は、会員からの投稿原稿と依頼原稿からなる。掲載内容は、巻頭言、研究動向、政策動向、産業動向、シンポジウム報告、投稿論文、総説、研究ノート、報告論文、書評、その他本学会の目的を達成するために必要な記事をもって構成する。

第7条

学会誌に掲載する記事は和文もしくは英文で書かれたものとする。

第 8 条

投稿論文等は会員より投稿されたものを原則とする。共同執筆者には会員以外の者を含めることもできるが、筆頭執筆者と代表執筆者は会員でなければならない。ただし、編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

第 9 条

投稿論文等は、編集委員会が受付け、登録する。編集委員会は、受付けた投稿論文等に対し審査員を決定し、審査を行なう。

第 10 条

投稿論文等は、審査を通過したものを受理し、学会誌に掲載する。

第 11 条

この規定は理事会の議決によって変更し、総会に報告する。

付則

この規定は 1994 年 5 月 21 日から実施する。

1997 年 6 月 14 日改正。

2001 年 6 月 16 日改正。

2004 年 6 月 19 日改正。

2008 年 6 月 14 日改正

2009 年 6 月 20 日改正

2014 年 6 月 14 日改正

2017 年 6 月 10 日改正